

Reza Afshari,

Human Rights in Iran: The Abuse of Cultural Relativism.

Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2001, xxiii+359pp.

まつなが やす ゆき
松 永 泰 行

I

本書は、米国ニューヨーク州プレザントヴィルに位置するペース大学（Pace University）歴史学科で歴史学と人権論を講ずるレザー・アフシャーリー教授による、イラン・イスラーム革命体制下における人権侵害の実態を記述的に検証し、それらに関するイラン政府による正当化の議論を「文化相対主義の悪用」として批判する書である。自身イラン生まれで、米国で高等教育を受け、同国に帰化しているイラン系米国人であるアフシャーリー教授は、1980年にテンプル大学より歴史学博士号を取得している。これまで、イランの近現代史、とりわけイラン立憲革命（1905～1911年）に関するいくつかの論考を、北米中東学会の学会誌（*IJMES*）などに発表している [Afshari 1983; 1993]。その一方で、1990年代半ばより、西洋の普遍的人権論へのイスラーム世界の側からの文化相対主義に基づく反論を、革命後イランの「イスラーム国家」によるバハーイー教徒など宗教的マイノリティに対する人権侵害を強く問題視する立場から批判的に考察する論考 [Afshari 1994] や、イランのイスラーム体制に「融和的」な研究者の態度を批判し、イラン国家の人権侵害を革命後のイランについての研究対象の中核に据えるべきであると熱情的に論じた論考 [Afshari 1996]、などを発表してきている。本書は、アフシャーリー教授の初の単著（研究書）であるが、後者に関する彼の「主張」を、革命後イランの具体的な「実例」

（evidential references）を挙げながら網羅的に整理したものである。

本書の章立ては以下のとおりである。

序

- 第1章 人権論におけるイスラーム的文化相対主義
- 第2章 シーア派神権政体
- 第3章 生命に対する権利
- 第4章 拷問からの自由に対する権利
- 第5章 自由と個人の安全に対する権利および不当逮捕からの自由に対する権利
- 第6章 公正な裁判に対する権利
- 第7章 良心、思想、宗教の自由に対する権利
- 第8章 自己の良心を否認せよ、さもなければ罪を迎えよ——1988年監獄大虐殺——
- 第9章 思想、良心、宗教の自由に対する権利——イランの宗教的マイノリティ——
- 第10章 国連に対する政府の反応——1980年代における人権侵害告発に対する反論——
- 第11章 アーヤトollah・ホメイニー没後の戦術の変化
- 第12章 国連特別代表と司法・治安当局者との協議
- 第13章 意見、表現、報道の自由に対する権利
- 第14章 表現と報道の自由に対する権利の最も意味深い侵害例
- 第15章 政治参加に対する権利および平和的結社の自由に対する権利
- 第16章 女性の権利
- 第17章 国連の監視、1984年から2000年——結果は混合——

結 論

II

アフシャーリーは、彼自身もその一翼を担い1990年代前半以来のアメリカのアカデミアや世界の人権サークルにおいて興隆したイスラーム的文化相対主義と人権の問題をめぐる論争が、「理論的レベル」で終始し、結果的にイスラーム世界の実在の国家がど

のような具体的な人権侵害をしているかについては無関心なものであったことに不満を覚えたこと、前書きで記している。その点で、1980年代と90年代のイラン・イスラーム体制の「実績」を検討する本書は、その欠落を補うだけでなく、シーア派イスラームの聖職者という、実際にある種の文化的な「真正さ」(authenticity)をほぼ完璧に主張できる者が近代国家の政治権力を掌握した実例を検証することで、今後の理論レベルでの議論が実際の証拠に言及することができるようになる、とその意図するところを述べている。

著者は、本研究のもうひとつの特徴として、イランは国連人権委員会が特別報告官(Special Rapporteur)を任命している数少ないケースのひとつであり^(注1)、それゆえイラン政府当局者と特別報告官の間の十数年にわたるやり取りをケース・スタディとして検証できることを、挙げている。

本書のアプローチの基軸は、著者自身が認めるとおり、国連の世界人権宣言に基盤を持つところの現代的人権論(contemporary human rights discourse)に根ざす立場である。研究の一次資料として、著者は、国連人権特別報告官の報告書、国際人権団体(NGOs)の報告書、1990年代にイラン国外で出版されたいくつかの獄中手記(メモワール)、の3種類の資料を用いている。第3番目の獄中手記とは、1979年のイラン・イスラーム革命の成立後に、異なる経緯の下で革命政権によって逮捕・投獄され、異なる期間の服役を経て釈放され、その後出国をし、それぞれの経験をメモワールの形で国外(独仏米スウェーデンの4カ国)で、ペンネームを用いて出版した8名の手記をさしている。そのすべてがペルシャ語で書かれているため、これまで亡命/離散イラン人コミュニティという限られた範囲でのみ知られていたこれらの著作を用いている点は、評価できる。

著者はまず、第1章でイラン政府の当局者が主張するイスラーム的文化相対論の議論を排して、等しく近代国家に直面している事実から人権論の普遍性を擁護する議論をしている。第2章では、イランにおける人権侵害の議論の文脈を設定するために、

「イスラーム法学者の統治論」に基づくイラン・イスラーム体制の制度化の過程を、革命直後から1990年代後半のハタミー政権下にわたって、総括している。

第3章から第7章までは、1984年に国連人権委員会によってイランの人権問題に関して任命された特別報告官のアンドレス・アギラールが翌年最初の予備報告書を作成した際に採用した、(1)生命、(2)拷問からの自由、(3)自由と個人の安全および不当逮捕からの自由、(4)公正な裁判、(5)良心・思想・宗教、という5つのものに対する権利が、まさに1980年代から90年代を通じてイランのイスラーム体制下での人権侵害を議論する際に問題となったものであるとし、最初の4つの問題それぞれに1章ずつ当てている。それぞれの章では、まず獄中手記に記述されている人権侵害の「事例」を再構成し、続いて、国連人権特別報告官や国際人権団体が取り上げた事例を記述的に論じている。

第7章から第9章までは、良心・思想・宗教の自由に対する権利の侵害を扱っている。第7章では、革命直後の社会全般のイスラーム化過程において、世俗主義者の「良心の自由」を侵害する形で起きた諸事例を取り上げている。第8章は、囚人の状態に配慮を示していたアーヤトッラー・モンタゼリーの影響力が低下した後の1988年夏に起こった、数千人以上の政治犯(モジャーヘディーネ・ハルグのメンバーおよび左翼主義者)の処刑の過程を、複数の獄中手記から再構築している。第9章は、宗教的マイノリティに対する人権侵害について記述している。そこでは、まず完全に弾圧されているパーイー教徒に対する例、次にスンナ派ムスリムに対する例、さらにイラン・イスラーム共和国憲法によって「公認マイノリティ」の地位を与えられているゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒(アルメニア・アッシリア・カルデア教会派)に対する例が記述的に論じられている。

第10章は、国連人権特別報告官との協議において非協力的な態度を示していた1980年代に、イラン政府(外務省)の当局者が示した反応や協力への前提条件などを記述的に論じている。第11章は、アーヤ

トッター・ホメイニーが1989年6月に死去し、同年9月に新指導部体制が成立した後に見られることになった、イラン政府側の戦術的变化について論じている。著者は、1989年以前のイラン政府側の対応が、一貫して国連人権特別報告官への協力を拒むものであったことと対照的に、89年以降の対応は、実際に協力姿勢を示すことで、人権問題でのイランに対する国連人権委員会からの圧力を除去することを目指すものへと変化していったと論じている。それが可能になった背景には、イラン・イラク戦争の終結(1988年8月)後の国内外の政治環境の変化や、それに従って「著しい人権侵害」の事例が実際にその前の時期と比べ減少したことがあった。第12章では、そのような変化の中で、1990年から92年にかけて3度にわたりテヘランを訪問した第2代目の国連人権特別報告官のレイナルド・ポールに対する対応を記述している。イラン政府側から協力的な対応を受けたポールは、政治犯が収容されていることで悪名高いテヘランのエヴィン刑務所を訪問し、司法府長官のアーヤトッター・ヤズディーとも直接協議を行う機会を得た。これらの協調的な態度にもかかわらず、3度の訪問を終え、ポールはイラン政府側の協力が戦術的なものに過ぎず、国連人権委員会へ報告すべき実質面での改善では何らの進展も得られていないとの印象を強くした、と著者は論じている。

第13章から第16章までは、1980年代においては国連人権特別報告官によって無視されていた人権侵害の問題である、(1)意見・表現や報道の自由、(2)政治活動や平和的結社の自由、(3)女性の権利、の問題について、一部ハータミー大統領期まで踏み込みながら、90年代の事例を中心に論じている。

第17章は、国連人権委員会の手続き・制度上の制約が、イラン政府側の当局者から芳しい反応を引き出すことに失敗した背景になった側面を論じている。同時に、イラン・イスラーム体制で実際の権力を行使しているイスラーム聖職者と、国連人権委員会との橋渡し役を演じたイラン政府内の非聖職者の当局者の中には、国際社会の標準的な見方(例えば鞭打ちや石打ちの刑などを「非人間的」なものとして見るなど)を恐る恐る自らの聖職者の上司に伝え、再

考を促した事例も見受けられるとしている。したがって、著者は、1984年から本書執筆時の2000年までの16年間の国連人権委員会とイランのやり取りの結果は、効果がなかった部分と、効果が若干見られる部分が混在している、「混合的なもの」(mixed results)であったと総括している。

III

本書は、在外に居住するイランの現体制の痛烈な批判者によって書かれた、イスラーム聖職者によって運営されている革命後イランの国家によって、一部のイラン国民の生来の権利としての人権が著しく侵害されてきた事例を、極めて具体的に論じた書物である。ここでの目的は、理論的な地平におけるイスラーム的文化相対主義と普遍的人権論との相克の事例の研究ではない。そうではなく、著者自身が序文で述べているとおり、目的はむしろ、そのような理論的議論においては優勢に立つことができる文化相対主義者に対して、彼らが弁護している立場を現実の世界において最も代表しているといえるイランのイスラーム体制が、現実にとれほど「言語道断な」(egregious)人権侵害を行ってきたのか(あるいはその可能性があるのか)を示すことを目的としている。

本書は、その意味では、徹頭徹尾「告発・非難」の書であり、実証的なスタイルの研究書ではない。したがって、取り調べ官や刑務所長などの実在の人物が実名で登場し、どのような「権利の侵害」行為に、いかに「関わった」のかが叙述されている。とりわけ、雑多な理由で極刑を免れた元「被害者」の獄中手記をふんだんに利用した記述は、人権侵害のような権力が介する社会的な問題を取り扱う研究者や実務家にとって、情報的には有用な側面があることは否めない。その一方で、オムニバスの人権侵害の実例や、それらを擁護する革命後のイラン国家の当局者の対応を、資料や情報を実証的に吟味することなしに、羅列的に記述している側面については、少なくない問題を含んでいるといわざるを得ない(註2)。

さらに、等しく重要なことには、権利の侵害の「実態」を告発することに汲々とし、より大きなイランをめぐる内外の社会的、政治的、あるいは安全保障的な文脈の中に、個々の具体的な権利侵害の事例を位置付けることを怠っていることが挙げられる。その結果、複雑多岐にわたる「現実の」イラン社会の諸側面（よい部分も、悪い部分も）を知っていればいる程、著者の「告発・非難」は、バランスを欠いた、一面的なものに聞こえてしまう。

しかしこのような著者の姿勢が生み出す問題は、簡単な解決を見つげうるものではないことも明らかである。むしろ、著者の根本的な姿勢は、そのような「文脈に位置付ける」視点こそが、そのような「酌量」の対象とされるべきではない「人権侵害」の問題を軽視することにつながるとする、「生粋主義者」のそれである。しかしながら、評者には、そのような立場は、「誰が『ムスリム』ではないか」、『『体制の敵』はどう罰されるべきか』などという問いに対して、全く「酌量」の余地を設けない、著者が非難してやまないイラン国家側の「人権侵害者」と、同罪に思えてならない。

(注1) 本書出版後の2002年4月、国連人権委員会での投票で、1984年以来初めて、イランの人権侵害を非難する決議案が否決された。その結果、18年にわたって任命されてきたイランの人権状態に関する特別報告官へのマンデート (country mandate) は打ち切られた。その詳細については、以下を参照、

<http://www.hri.ca/fortherecord2002/vol3/iranchr.htm>.

(注2) この点は、本書の目的のひとつが、国連人権委員会や国際人権団体などの実務家が、日々の人権侵害の事象の「歴史的深み」を捉えることができないという問題にも解決を与えるためと示唆されているだけに、より一層重要に思える。

文献リスト

- Afshari, Mohammad Reza 1983. "The Pishivaran and Merchants in Precapitalist Iranian Society: An Essay on the Background Causes of the Constitutional Revolution." *International Journal of the Middle East Studies* 15(2): 133-155.
- 1993. "The Historians of the Constitutional Movement and the Making of the Iranian Populist Tradition." *International Journal of the Middle East Studies* 25(3): 477-494.
- Afshari, Reza 1994. "An Essay on Islamic Cultural Relativism in the Discourse of Human Rights." *Human Rights Quarterly* 16(2): 235-276.
- 1996. "An Essay on Scholarship, Human Rights, and State Legitimacy: The Case of the Islamic Republic of Iran." *Human Rights Quarterly* 18(3): 544-593.

(同志社大学一神教学際センター客員フェロー)